

第 12 章 環境影響評価書作成にあたっての 補正前環境影響評価書記載事項との相違の概要

第12章. 環境影響評価書作成にあたっての 補正前環境影響評価書記載事項との相違の概要

環境影響評価書作成にあたっては、国土交通大臣の意見を勘案するとともに、環境影響評価書の記載事項について検討を加え、必要な補正を行った。また、誤字等の修正も行った。

補正前の環境影響評価書から記載事項を修正した主な事項を以下に示す。

表 12-1 (1) 評価書作成にあたっての補正前評価書記載事項との相違の概要

変更した項目	環境影響評価書での記載事項
全般	
はじめに	本事業に係る環境影響評価その他の手続きは、環境影響評価法（平成9年法律第81号）第4条第6号の規定に基づき実施した旨追記
ページ番号	頁番号の更新
第2章 対象事業の目的及び内容	
2.2 対象事業の内容	
2.2.4 対象事業実施区域の面積	対象事業実施区域における改変区域の面積を追記 ・飛行場区域約19ha（現空港告示面積を除く） ・土砂採取区域約8ha
2.2.7 対象事業の整備計画の概要	工事計画を整備計画に修正し、1～2年次に測量、設計等を行う旨追記。また、分かりやすい記載とするため、全体整備工程に環境影響評価手続きを併記。
2.3 その他の対象事業に関連する事項	
2.3.1 関東一屋久島間の航空需要予測	需要予測の将来条件の交通機関別・航空経路別交通量の将来条件設定理由を補足するため、屋久島空港の2019年度（コロナ禍の前）の乗降客数は17.4万人、2022年度（コロナ禍）の乗降客数は18.7万人であり、航空機経由の観光客等は減少していないことから、観光客の減少による空港アクセスに係る島内の交通量への影響はないものと考えられることを踏まえて設定した旨追記。
第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況	
3.1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	イ. 鳥類の表内のチュウヒが種の保存法の国内希少野生動植物種に該当する旨修正
海域生態系	海域生態系について、「生物多様性の観点から重要度の高い海域（環境省）」の図を追加
3.2.5 学校、病院、その他の環境保全について配慮が特に必要な施設の配置状況及び住宅の配置概況	「図3.2-10 配慮が必要な施設」の土砂採取区域の住居の図示を修正（誤記の削除）
鹿児島県環境基本計画	自然公園の指定面積（目標：令和12年度）の値を、13,293から132,293haに修正（誤記の修正）
第4章 方法書、準備書及び補正前評価書に対する意見及び事業者の見解	
4.5 補正前環境影響評価書に対する国土交通大臣意見及び事業者の見解	補正前評価書に対する意見及び事業者の見解の追加
第5章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	
5.4 専門家による技術的助言	
鳥類の専門家の技術的助言の追記	
技術的助言に対する事業者の対応を追記	

表 12-1 (2) 評価書作成にあたっての補正前評価書記載事項との相違の概要

変更した項目	環境影響評価書での記載事項
第 6 章 調査結果の概要並びに予測及び評価の結果	
6.1 予測の前提	
6.1.1 施工計画	切盛区域図の追加 施工工程の 1～2 年次に測量、実施設計、地質調査、用地取得等を行う旨の説明を補足 やむを得ず対象事業実施区域内の土砂採取施工想定範囲外の区域を改変等する場合には、“専門家の意見も踏まえ”、動植物等への影響がないこと確認し、関係機関と協議の上実施することとする。 として、専門家の意見を踏まえる旨追記
	土砂採取区域の施工時期、時間帯に関する以下の記載の追記 土砂採取区域における工事は、用地造成工事を行う 3～10 年次に発生するが、年次毎の土量のバランスが取れた場合は、土砂採取区域での採取を行わない年次も発生する。 土砂採取区域から採取する土量は、2,143m ³ であり、土砂採取区域からの土砂の採取時期については、今後の実施設計にて土量のバランスを検討し、その詳細を決定していく。 なお、土砂採取区域は空港から離れており、制限表面に抵触しないため、昼間工事を想定している。 建設機械の月別 1 日あたり稼働計画の見直し (特定建設作業に該当しない建設機械の調整のための修正)
6.1.2 航空機運行計画	施工上の環境対策について以下のとおり具体的に記載を修正 ・土砂採取区域からの資材等運搬車両の走行による“騒音・振動の影・響を低減するため”、県道 77 号以外の道路幅員の状況から、環状に一方通行の交通条件とする。 ・“飛行場及びその周辺の夜間工事中の照明の光の漏洩を抑える措置の一つとして住居方向への漏洩の抑制を検討する。” ・沿道の粉じん等の対策として、資材等運搬車両等のタイヤに付着した泥、土等の飛散を防止するために、タイヤ洗浄施設“(湿式洗浄)”等を設置する。“なお、洗浄後の汚水に含まれる外来生物の種子等が移動、拡散等しないよう、適切に処理・処分する” ・仮設沈砂池は、濁水中の浮遊物質の沈降効果を維持するため、沈降土砂の除去を定期的に行うなどの維持管理に努める。“沈降土砂の除去は、最低でも 1 回/年以上とし、堆積状況に応じて想定より多い場合等は適宜除去する。また、土砂に外来生物の種子等が含まれる可能性を考慮し、拡散防止のため区域内利用又は適切に処理・処分する。” ・島内工事で発生する建設発生土のうち、搬入可能な土砂については、当該地の外来生物の生息状況の有無や拡散防止を考慮した利用方法(盛土内部の埋め土等への利活用)で、廃棄物の削減に寄与しつつ、外来生物対策を講じる。”
	RWY14 : 32=36.64 を RWY14 : 32=36 : 64 に修正 (誤記の修正) 機材別発着回数説明を以下のとおり具体的に記載を修正 将来の増便については、羽田便等の関東への 1 日 1 往復の増便が想定される。“時間帯としては、現在 1 日 1 往復運航されている福岡便、伊丹便と同じく 11 から 14 時台に定期便が 1 便設定されると想定した。また、それに加えて、季節的な増便として、7～19 時台及び 19 時～22 時台の各時間帯に増便すると設定した。” 運行機種について騒音・大気質ともに影響が大きい機種を選定した旨記載を修正 表 6.1-10～12 に以下の備考を追記 備考) 屋久島空港の運用時間は、8 : 30～19 : 30 であり、表中「7～19 時」の時間帯は、「8 : 30～19 : 00」、「19～22 時」の時間帯は、「19:00～19:30」に運用する。 表 6.1-13 に LOC 及び進入灯の整備効果の算出結果を追加 着陸の飛行経路の図に備考として、以下を追記 注) 14LD-5 は新たに追加された RNAV 経路である。 注) 32LD-5 は新設される RWY32LOC 経路、32LD-6/7 は新たに追加された RNAV 経路である。

表 12-1 (3) 評価書作成にあたっての補正前評価書記載事項との相違の概要

変更した項目	環境影響評価書での記載事項
第 6 章 調査結果の概要並びに予測及び評価の結果	
6.2 大気質	
6.2.1 調査	調査の基本的な手法の誤記の修正
	一酸化炭素の調査結果の追記
	二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、光化学オキシダントの有効測定日数、測定時間の訂正
6.2.2 予測及び評価	
建設機械の稼働 (NO ₂ 、SPM)	大気安定度の設定理由を追記
	施工機械の見直しに伴う、ケース別予測台数、建設機械等の更新
航空機の運航	施工機械の見直しに伴う予測結果、評価の数値、コンター図の更新
	大気汚染物質排出量の算定(サービス車両)の算定にあたって、距離に依存する車両を設定した旨補足説明及び、稼働距離を追記
大気汚染物質の算定(飛行場関連車両)の将来の日交通量について、駐車場の稼働率を踏まえて新設される駐車場の台数に乗じて設定した旨補足説明	
6.3 騒音	
6.3.2 予測及び評価	
建設機械の稼働	施工機械の見直しに伴う建設機械等の更新
	施工機械の見直しに伴う予測結果、評価の数値、コンター図の更新、誤記の修正
建設機械の稼働及び資材等運搬車両の運行の複合影響	建設機械の稼働及び資材等運搬車両の運行に伴う複合影響の予測評価の追記
6.4 振動	
6.3.2 予測及び評価	
建設機械の稼働	施工機械の見直しに伴う建設機械等の更新
6.5 水質	
6.3.2 予測及び評価	
造成等の施工	降雨強度について、特異的な降雨条件の設定として、「鹿児島県における農業農村整備事業計画基準雨量」(平成 21 年、鹿児島県農政部農地建設課)による、屋久島基準点での 10 年確立降雨を考慮して、107.5 mm/h から 109 mm/h に変更
	降雨条件の見直しに伴う水の濁りの予測結果、評価の数値の更新
	環境保全目標の設定の検討過程を追記
施設の供用	環境保全目標の設定の理由として、現況の年平均値は 75% 水質値はと同等又はそれ以上である。このため、安全側の評価として、年平均値と環境基準値を比較評価するものとしたことを追記
6.7 地形	
6.7.2 予測及び評価	屋久島早崎海岸の鉱脈と造成範囲の重畳図の対象事業実施区域の範囲の誤記の修正

表 12-1 (4) 評価書作成にあたっての補正前評価書記載事項との相違の概要

変更した項目	環境影響評価書での記載事項
6.8 動物	
6.8.1 調査	<p>【バードストライク調査】平成 20 年度～令和 4 年度における月別衝突回数 of レイアウト調整</p> <p>確認された保護上重要な種一覧の備考に、チャイロキセルガイモドキ (<i>Luchuena nesiotica</i>) は、環境省 RL ではチャイロキセルモドキと記載されている。を追記</p> <p>底生生物の記載誤りを以下のとおり修正</p> <p>補正前 主な代表種は、個体数に着目すると、“スナキリコエビ属やマルコエビ属等”の節足動物門が多く、湿重量に着目するとオフェリアゴカイ類 (<i>Armandia</i> sp.、<i>Euzonus</i> sp.) 等の環形動物門、ウシロマエソコエビ属、ナギサナナホシ属等の節足動物が多くを占めていた。</p> <p>補正後 主な代表種は、個体数に着目すると、“<i>Bubocorophium</i> sp.、マルコエビ属及びスナキリコエビ属等”の節足動物門、湿重量に着目すると、オフェリアゴカイ類 (“<i>Euzonus</i> sp.、<i>Armandia</i> sp.”) 等の環形動物門であった。</p> <p>「表 6.8-36 底生生物結果概要」の地点 R1 の「湿重量組成費 10%以上の主な代表種」の欄について、<i>Eohaustorius</i> sp. の湿重量を 0.02 から 0.05 に修正</p>
6.8.2 予測及び評価	<p>「表 6.8-60 ヤクヤモリに係る予測結果」の保護上重要な種の選定基準に、環境省 RL：絶滅危惧Ⅱ類を追加</p> <p>予測対象種について、専門家助言（改変割合、個体数）を踏まえた代償の対象種の選定条件に応じて以下のとおり修正</p> <p>【補正前】 予測結果は、予測対象種の確認位置、生態、利用性をもとに、以下の 5 区分に分類し、その区分ごと整理した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域内でのみ確認され、生息環境を当該地に依存する種 ・対象事業実施区域内でのみ確認された種のうち、当該地を生息環境の一部として利用している種 ・対象事業実施区域内外で確認された種 ・対象事業実施区域外でのみ確認された種 ・対象事業実施区域（飛行場）内を流下する河川等で確認された水生生物のうち、対象事業実施区域（飛行場）より上流側で確認された種 <p>【補正後】 予測結果は、予測対象種の確認位置や個体数、生態、利用性をもとに、以下の 7 区分に分類し、その区分ごと整理した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域内でのみ確認され、生息環境を当該地に依存する種 ・対象事業実施区域内でのみ確認された種のうち、当該地を生息環境の一部として利用する種 ・対象事業実施区域内外で確認された移動性がある種 ・対象事業実施区域内外で確認された移動性がほとんどない種のうち、確認個体数の半数以上が改変区域内に分布する種 ・対象事業実施区域内外で確認された移動性がほとんどない種のうち、確認個体数の半数以上が改変区域外に分布する種 ・対象事業実施区域外でのみ確認された種 ・対象事業実施区域（飛行場）内を流下する河川等で確認された水生生物のうち、対象事業実施区域（飛行場）より上流側で確認された種 <p>上記の変更による予測対象種数の区分及び結果の見直し</p> <p>「表 6.8-136 屋久島空港における現況のバードストライク確率」の表中の“確立”を“確率”へ修正</p> <p>また、平成 30 年度から令和 4 年度の結果を平成 20 年度から令和 4 年度の結果に修正</p> <p>現在行っているバードストライク対策の内容を詳述</p> <p>予測を踏まえた代償措置の対象種の見直し（陸産貝類 5 種→16 種）</p> <p>希少鳥類に関する事後調査を追加</p> <p>また、事後調査を通じて状況を確認し、その結果に応じて追加の環境保全措置を検討することを追記</p> <p>表 6.8 146 環境保全措置の実施により対象事業実施による影響が回避・低減される“予測対象種”を、“保全対象種”に修正し、備考に予測対象種についても回避低減が図られる旨追記。また、予測の見直しに応じて種名を更新</p>

表 12-1 (5) 評価書作成にあたっての補正前評価書記載事項との相違の概要

変更した項目	環境影響評価書での記載事項
6.9 植物	
6.9.1 調査	図 6.9-31 植物（イモネヤガラ）の確認位置図（土砂採取区域及びその周辺）（27）の対象事業実施区域の範囲の記載誤りの修正
6.9.2 予測及び評価	表 6.9 51 イモネヤガラに係る予測結果の保護上重要な種の選定基準に環境省 RL：絶滅危惧 I B 類を追記
	図 6.9 76 土砂採取施工想定範囲と保全対象種（ツルラン）の重ね合わせ図の誤掲載の修正
	予測対象種について、専門家助言（改変割合、個体数）を踏まえた代償の対象種の選定条件に応じて以下のとおり修正 【補正前】 ・改変区域内でのみ確認された種 ・改変区域内外で確認された種のうち、法令等*により指定されている種 ・改変区域内外で確認された種のうち、法令等*により指定されていない種 ・改変区域外でのみ確認された種 【補正後】 ・改変区域内でのみ確認された種 ・改変区域内外で確認された種のうち、法令等*により指定されている種 ・改変区域内外で確認された種のうち、法令等*により指定されておらず、確認数の半数以上が改変区域内に生育する種 ・改変区域内外で確認された種のうち、法令等*により指定されておらず、確認数の半数以上が改変区域外に生育する種 ・改変区域外でのみ確認された種
	上記の変更による予測対象種の区分及び結果の見直し
	表 6.9-24 (2) 予測結果概要のイモネヤガラの予測結果の“影響はない”を“影響を受ける”に修正（誤記）
	表 6.9-78 保全対象種と実施可能な環境保全措置の区分の改変区域内でのみ確認された種（5 種）のケハダルリミノキをイモネヤガラに修正（誤記）
	予測を踏まえた代償措置の対象種の見直し（シマウリクサ→ヤマコンニャク、タネガシマムヨウラン、シマウリクサ）
表 6.9-82 代償措置に係る、環境影響を回避し、又は低減させることが困難である理由の「代償措置の効果の根拠及び実施が可能であると判断した根拠」について、専門家助言及び過去の近似種の移植事例等を踏まえて実施可能であると判断した旨修正	
6.10 生態系	
6.10.2 予測及び評価	表 6.10-55 海域生態系における注目種の予測結果（典型性：アオウミガメ）の供用時の騒音による予測において、専門家助言を踏まえ、「航空機騒音が水生生物に与える影響はほとんどないと考えられる。」を追記
6.11 景観	
6.11.1 調査	景観資源の状況について、屋久島町等へのヒアリングを実施したが、選定した地点以外の意見はなかった旨追記
6.11.2 予測及び評価	主要な眺望点の変化について、屋久島町役場（新庁舎）の誤記を、Y2 空港と種子島を見渡せる広場に修正
6.12 人と自然との触れ合いの活動の場	
6.12.1 調査	人と自然との触れ合い活動の場の概況について、屋久島国立公園の特別保護地区であり、さらに世界自然遺産の登録区域にも含まれている場所に関する人と自然とのふれあい活動の場として、屋久島国立公園の利用施設計画に位置づけられている歩道（愛子岳線）の内容について追記し、調査地域の範囲外及び、愛子岳線の改変や分断は行われなことを、土砂採取区域の自然環境の調査、予測及び評価の結果、環境保全措置の実施等により、事業者の実行可能な範囲内で回避または低減が図られることから、調査、予測及び評価の対象として設定していない旨追記
	調査結果について、屋久島町等へのヒアリングを実施したが、選定した地点以外の意見はなかった旨追記
6.12.2 予測及び評価	女川河口に至る経路については、現状のまま維持される“、”の読点を句点（。）に修正
	図 6.12-6～7 の人と自然との触れ合い活動の場と改変範囲等の重ね合わせ図の縮尺を修正（km→m）

表 12-1 (6) 評価書作成にあたっての補正前評価書記載事項との相違の概要

変更した項目	環境影響評価書での記載事項
6.13 廃棄物	
6.13.1 調査	屋久島町内における産業廃棄物処理施設の設置状況を追記 屋久島町における鹿児島県発注工事の建設副産物の発生量、品目別の再資源化等の実績等を追記
6.13.2 予測及び評価	屋久島町名の再資源化等率を踏まえた建設副産物の最終処分量の予測の見直し。 予測結果に、以下の記載を補足説明として追記 廃棄物等については、関係法令に基づき適切に処理する。基本的に屋久島町内で再資源化することとするが、島内に処理施設がない建設混合廃棄物等については島外で処理する。これらの決定時期は工事計画の熟度が向上し、実施設計及び工事発注段階において確定する。 建設発生土について、中間処理施設の記載を削除（誤記の修正） 飛行場の施設の供用に伴う廃棄物の予測概要について、屋久島町の事業系一般廃棄物の処分は少量であり、マニフェストがないことから、空港施設における現状の一般廃棄物の発生量の詳細な情報がないことを踏まえて定性的に予測を行うこととした旨追記 予測結果について、空港利用客の増加に伴うし尿の増加を追記
6.14 温室効果ガス等	
6.12.2 予測及び評価	施工機械の見直しに伴う、稼働する建設機械の台数の更新。 施工機械の見直しに伴う、予測、評価結果の数値の更新 わかりやすい記載とするため、予測結果を各年次で整理
6.15 専門家による技術的助言	
専門家による技術的助言	動植物の代償措置（移植・移設）の種の選定等に関する技術的助言の追記 技術的助言に対する事業者の対応を追記
第7章 環境保全措置	
7.1 施工上の環境対策	予測の前提に示した施工上の環境対策に合わせて修正
7.2.1 大気質	造成面の転圧・植生の生育基盤の整備の内容に、「なお、一般的に在来草本類の定着には1～3年、先駆性樹種の生育には3～5年を要するとされているため、この期間を目安として在来種の定着状況を判断し、在来種の定着が見られない場合は現地在来種の種子を採取し播種、又は苗による緑化を検討する。」を追記 以降の他項目（水質、底質、動物、植物、生態系）における同じ環境保全措置についても記載を統一 資材運搬車両の運行に伴う粉じん等の環境保全措置としてのタイヤの洗浄について乾式洗浄から湿式洗浄へ変更。また、洗浄後の汚水の外来生物対策について追記 環境保全措置の内容について、「航空機地上走行時間他短縮されるよう配慮する」を「航空機地上走行時間が短縮されるよう配慮する」に誤記を修正
7.2.2 騒音	工事工程等の管理及び配車計画の検討の内容に、建設作業機械の稼働との複合影響を含めて配慮する旨追記 住宅等に対する防音対策の検討として、防音シート等の設置を行う旨追記
7.2.5 水質	環境保全措置の沈砂池の定期的な除去について、土砂に外来生物の種子等が含まれる可能性を考慮した上で適切に対応する旨追記 以降の他項目（底質、動物、生態系）における同じ環境保全措置についても記載を統一 環境保全措置の濁水処理プラントの設置にあたっては、凝集剤については、使用条件、使用量等を予め検討した上で濁水処理を行う。また、濁水処理プラント等を設置する事となった際には、安全性を確保して具体化することを追記 以降の他項目（底質、動物、生態系）における同じ環境保全措置についても記載を統一

表 12-1 (7) 評価書作成にあたっての補正前評価書記載事項との相違の概要

変更した項目	環境影響評価書での記載事項
7.2.8 動物	<p>代償措置の考え方及び対象種の追加、更新（陸産貝類 5 種→16 種）</p> <p>バードストライク対策を以下のとおり具体的に記載。（生態系も同様に統一）現在屋久島空港で実施しているバードストライクに係る対策*を滑走路延伸後も実施する。また、保安上、滑走路等への立入が困難である場合を除き、可能な限り、航空機の離着陸の際には、バードパトロールを行う等の鳥類が滑走路周辺に侵入しないよう対策を強化する。※1 日 3 回、空港場内に入場できる時間の離発着前にバードパトロールを実施している。周回経路である滑走路の端から端までを管理車で巡回し、鳥類が確認された場合はクラクションや金属同士をぶつけた音等でバードスイープを行っている。また、サギ類が多い梅雨期には、紙雷管によるバードスイープも実施している。</p> <p>変更区域外への外来種の拡散防止対策の実施について、以下のとおり具体的に記載。（植物、生態系も同様に統一）</p> <p>現地調査において、「指定外来動植物による鹿児島島の生態系に係る被害の防止に関する条例」（平成31年鹿児島県条例第11号）において、外来種に指定されている、オキナワキノボリトカゲが確認されている。変更区域外に搬出する伐採木等に、本種が付着している場合、分布の拡大につながるおそれがあることから、施工計画が具体化し、工事範囲や時期等が明確になった段階で、専門家等に意見聴取した上で、必要な措置を講じる。</p> <p>専門家等の助言を踏まえて策定した駆除実施方法や拡散防止対策は、現場の作業者が判断できるよう写真等を掲載した手順書等（搬出する伐採木や資機材の目視確認、伐採木の玉切り、伐採後再付着しないように素早く処理する等）に整理し工事作業員に周知する。また、工事時においては、オキナワキノボリトカゲの特性や防除の意義を工事関係者に徹底し、駆除や拡散防止に努め、生息地域や捕獲方法などの情報の取り扱いについても注意する。</p> <p>土地の改変、建設残土・資材等の置き場の配慮において、やむを得ず想定範囲外の区域を改変等する場合には、“専門家等の意見も踏まえ、”動植物への影響がないか確認し、必要に応じて関係機関と協議の上実施することとする旨追記。（植物、生態系も同様に統一）</p>
7.2.9 植物	代償措置の考え方及び対象種の追加、更新（シマウリクサ→ヤマコンニャク、タネガシマムヨウラン、シマウリクサ）
7.2.14 温室効果ガス等	供用時の環境保全措置に、LED 灯火の導入を追加
第 8 章 事後調査	
全般	<p>必要に応じ、施工計画の具体化をもって具体的な調査時期や地点の設定等について適切に見直し等を行うものとする旨追記</p> <p>環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合の対応方針として、専門家等の助言を踏まえて、施工計画の見直し等追加的な環境保全措置を講じた場合、追加的な環境保全措置の効果測定を行うことを追記</p>
大気質	調査頻度・期間について、四季の各 1 週間を対象とすることを追記
騒音・振動	調査期間の拡充を図ることとして、調査時期に毎年度 1 回以上（なお、影響の大きい工種が異なる場合はその都度）。また、昼間と夜間の各時間帯を対象とすることを追記。
水質・底質	調査時期の想定時期として、予測時期である 5 年次 5～3 月を想定する旨追記。また水質の調査地点は必要に応じ流入箇所上流を設定する旨追記。
底質	調査頻度の設定理由の補足説明として、1 出水あたりの堆積厚が喜三次川の前面の沿岸部において最大で 0.025mm と小さく、開放水域でありため波浪や潮流により拡散すると予測されること、専門家意見「これまでの降雨により河川、海域に土砂等が大量に供給されていると思われるが、実際潜水した経験があり、底質はシルト等の細粒分ではなく、砂や礫等で構成されていたことから、濁りの影響は一時的と考えられる。」との助言を踏まえ、工事期間において経年的に大きな性状変化は生じないと考えられることを踏まえて設定したことを追記

表 12-1 (8) 評価書作成にあたっての補正前評価書記載事項との相違の概要

変更した項目	環境影響評価書での記載事項
第 8 章 事後調査	
動物	鳥類の事後調査として、改変区域の工事着手前に重要な鳥類の飛翔の有無を確認する調査を追加。 また、重要な鳥類の飛翔が確認された場合は、専門家等からの助言を踏まえ、対象事業実施区域の改変区域内において、重要な鳥類の繁殖状況に係る調査を実施することを追加。 さらに、対象事業実施区域の改変区域内で重要な鳥類の繁殖が確認された場合には、工事の実施に伴う騒音、振動等による鳥類の繁殖への影響を回避又は極力低減するよう、専門家等からの助言を踏まえ、繁殖期の鳥類の行動等に配慮した工事時期及び工事期間の設定、営巣地からの距離を十分に確保した工事範囲の設定等の環境保全措置を講じることを追加。
植物	外来植物の駆除に係る事後調査の時期、頻度、方法について現在想定している内容を具体的に記載。
8.4 調査結果の公表方法	事後調査結果については、工事完了後に公告するとともに、自主的に行う環境監視調査の結果についても、事後調査結果と同様に鹿児島県のホームページにおいて公表する旨修正
第 9 章 総合評価	
総合評価	第 6 章から第 7 章までの予測結果の更新、追記・誤記・修正を反映
第 12 章 評価書作成にあたっての補正前評価書記載事項との相違の概要	
補正前記載事項を変更あるいは修正した主な事項	主務省令第 35 条に基づく本章の追加
資料編	
予測条件の設定に係る資料	施工機械の見直しに伴う、以下の資料の更新 ・施工機械の月別燃料消費量（昼間・夜間） ・施工機械の月別燃料消費量（合計） ・施工機械の音響パワーレベル合成値 ・施工機械の基準点振動レベル合成値 ・工種別施工機械整理表
水質に係る資料	特異的な降雨条件の見直しに伴う、水質予測結果詳細の更新
温室効果ガスに係る資料	工事中の温室効果ガスの年次別予測結果の詳細を追加